

平成27年9月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成27年9月24日（木） 午後1時30分～午後2時50分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所東館5階）

3. 出席委員

教育長	北川貢造
委員（教育長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	七里源正
委員	西前智子

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	嶋田孝次
理事兼教育改革推進室長事務取扱	板山英信
教育総務課長兼文化財保護センター所長	内藤正晴
教育指導課長	飯田一蔵
すこやか教育推進課長	中川京之
理事兼幼児課長事務取扱	北居文範
生涯学習課長	酒井猛文
文化スポーツ課長	伊藤治仁
図書館運営室長兼長浜図書館長	川瀬修
教育センター所長	北川清治
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
歴史文化推進室副参事	
兼高月観音の里歴史民俗資料館副参事	佐々木悦也
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者
1名

II. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

8月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 協議・報告事項

(1) 長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

(2) 平成27年長浜市議会第3回定例会質問答弁について

日程第5 その他

3. 閉 会

III. 議事の概要

1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

西橋義仁委員、西前智子委員

3. 会議録の承認

8月定例会

特に指摘事項はなく、8月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：3点報告いたします。1点目は、市議会第3回定例会のことです。9月14日に5会派の代表による代表質問、翌15、16日には一般質問があり、これまでの実績を踏まえて、事務局より報告及び答弁を申し上げました。この件につきましては、この後の協議・報告事項(2)でご質問を受け、議論いただきます。

2点目は、小・中学校の運動会のことです。小学校は9月5日と12日と19日、中学校は9月5日と12日に行われました。今年は天候に恵まれ、小学校、中学校とも大変充実した運動会となりました。

今年度は、これまでと運動会のありようを少し変えたことで子どもたちのやる気が引き出され、運動会が非常に盛り上がったと報告を受けています。例えば、

これまで2団だったところを4団に分けた結果、6年生が従来以上に下級生をまとめてくれたという小学校もありますし、また、今年から開会式の入場行進を採点種目にしたところ、それぞれのクラスで入場行進の練習もするようになり、実に盛り上がったという中学校もありました。私も入場行進を見せていただきましたが、見事な行進でした。非常に充実した小・中学校の運動会だったと思います。

また、保・幼・こども園の運動会は、9月26日から10月3日にかけて開かれます。民間園につきましては、1園が9月4日に終わっていますが、多くが10月3日から17日にかけて行われます。委員の皆様にもご足労願いますが、よろしくお願ひします。

3番目は、中学生の海外派遣のことで、今年度は、7中学校15名、引率4名で9月21日にワシントン州ヴェルビュー市に向けて出発しました。9月29日までの10日間、先方に滞在します。結団式の時、アメリカでしてきたいことについて15人の派遣生が英語で話をしたのですが、聞きとりやすい非常にいい発音をしており、よく勉強しているなど感じました。21日の出発式でも、全員が制服を着て姿勢正しくしており、良い海外派遣になるのではないかと思います。

以上、教育長報告とします。

5. 協議・報告事項

(1) 長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

教育指導課長から資料に基づき説明があった。

(2) 平成27年長浜市議会第3回定例会質問答弁について

主な質疑応答は以下のとおり。

西前委員：ひきこもり・不登校児童生徒支援について、学校復帰できるように4箇所^①の適応指導教室を開設しているとあるが、この教室は学校に行けない理由に応じて内容が違うのか。それとも長浜市の地理的な理由で4箇所あるのか。

また、不登校の子どもが学校に行かなくてもいい道を保護者が学校に相談されたときに、どの程度紹介できるものなのか教えていただきたい。

教育指導課長：子どもの不登校には本当に様々なケースがあります。ただ、学校に行かなくてもいいと道を示してあげたほうが良い子どもがいるということは、私たちも教員も理解しています。

教育センター所長：適応指導教室ですが、現在高月に「^{ジョイ}JOY」、浅井支所に「大地の家」と「あざい」、長浜北小学校の隣に「ひまわり」の4箇所がございます。

教室の設置については地域的な理由もありますが、その子どもの状態に応じて通う場所を決めていただいているのが現状です。例えば、「大地の家」は個別指導から入り、いろいろな思いを聞いていきます。そこから、「あざい」で2人ないし3人での集団活動へ移行していく例もあり、「JOY」も同じように、個別指導か

らスタートして集団のコミュニケーションへ移行するよう工夫しています。

当然、学校にもその4箇所目的や主旨について周知していますので、担当を通じて保護者に話をしています。適応指導教室へ通うにあたっては、学校と保護者が話をしながら見学し、説明を十分聞いていただいた上で通室するという形をとっています。

教育長：保護者の方が、学校へ相談されていない例もあるかもしれませんが。学校におっしゃっていただければ、常に対応します。

理事：補足しますと、学校の中にも適応指導教室的な機能を備えた別室指導をほとんどの学校は持っています。様々な状況、課題を抱えた子どもに、その子に合った対応をするように、教育委員会としましても、学校や各関係機関に指導をしているところです。

いずれにしても、委員ご指摘のように、学校は子どもも保護者も、学校に行かなければならないという前提から抜け出るまで苦しみを伴うと思いますので、学校では不登校コーディネーター等を中心に、そのような子どもの支援の体制を、どの学校も同様にとっています。

なお、別室指導ももちろん、適応指導教室へ行った場合も、出席扱いとして対応しています。

西前委員：了解した。

川口委員：今の不登校に関して、つい最近、大津市が不登校への対策として、全小・中学校で巡回相談を行うという記事が載っていた。例えば、職員OBやソーシャルスクールワーカーなど、学校外の関係者が巡回して、学校の不登校相談に乗ってくださるという仕組みだったと思う。実際のところ、不登校については、先生方と学校が一丸になって、生徒のために一生懸命やってくださるわけだが、有効な手立てが見つからない。今後、市教委で具体的に学校に対する支援の1つとして、そのような施策をする準備があるのか伺いたい。

もう一点、いじめによって不登校になった例が1点あったと答弁されていたが、現在その件はどうなっているのかも、可能であればお聞かせ願いたい。

理事：前半のご質問について、大津市のような方策に関しましては、市教委では現在準備しておりません。ただ、来年度に大津市がそういう方策をとるということで、情報を収集して検討していきたいと考えています。

教育指導課長：後半のご質問について、いじめがきっかけで不登校になったケースですが、学校に通えない状況が継続しています。その理由につきましては、また別の背景があると、こちらでは把握しております。

川口委員：どのような対応を継続しているのか。

教育指導課長：学校を核に相談機関とも連携し、生徒支援及び家庭支援に当たっています。

教育長：大津の巡回指導に関係して、長浜市も従前から学校だけではなく学校外のものが様々な形で関わっていますので、教育相談も含めて教育センターから説明

します。

教育センター所長：巡回で、適応指導教室で不登校から学校復帰へつながった例を紹介します。昨年の8月から適応指導教室に通っていた中学校2年生の男子ですが、この8月に学校に出てきた例がございます。

また、部活動でからかわれたことをきっかけに9月の下旬から不登校になったという例が過去にありました。それについて適応指導教室では、無理に登校しないようにする、生活のリズムを学校と同じにする、友達との交流を深めるなど他の通室生と交流する時間を大切にしました。また、学校と連絡を常に取り合い、今年度から配置された別室担当教諭に、適応指導教室へ指導に行っていていただきました。保護者とは定期的に適応指導教室で話し合いもしました。

このように、通室生については、学校との連携が定期的に行われている状況です。

理事：市教委の指導主事レベルの巡回はもちろん毎月のように実施しておりますし、県の事業ですが、スクールソーシャルワーカーが最近効果を上げています。家庭と学校それぞれに働きかけることによって、学校に不適應な子どもたちの指導をしていただくという立場で、週何日間か各校で個別の対応をしていただいています。

川口委員：大津の取組みを見て、どのような効用があるのかというところについて、アンテナを高く上げていただいて、良いところは吸収していただければと思う。

西橋委員：旧長浜北小学校の跡地に更生保護サポートセンターを開設し、私も月に何回か常駐している。そこの2階、3階に教室「ひまわり」があるが、1人も通っている様子は見受けられなかった。私の常駐している日だけのことかもしれないが、4箇所の適応指導教室に何名ずつ通っておられるのか伺いたい。

もう一点、それぞれの適応指導教室の担当職員が決まっていますか、常駐されているのか、勤務体系はどうなっているのかも伺いたい。

教育センター所長：最初の「ひまわり」ですが、30年以上経過して老朽化しています。現在、通っている生徒はありません。

教室へ通っている人数ですが、1番多いのが高月の「JOY」で、7、8名通っています。次に多いのが浅井支所の中に開設している「大地の家」で、相談に来られた方が1番最初に関わるのがここです。ここには6、7名通っており、次に「あざい」に5名ほど通っています。

職員は、「JOY」に主任指導員が1名、常勤職員が2名として3名で当たっています。また、教育センターに常勤の指導員が4名と非常勤の職員が1名いますので、その職員が「大地の家」と「あざい」、状況に応じて「JOY」に行くなど、流動的に対応しています。

西橋委員：「ひまわり」について、より快適で適切な新しい場所を探しているということだが、現在は休止状態で、今年度はここを利用することはないとみて良いのか。

教育センター所長：希望がある場合は、当然現在の施設を使って対応しています。

来年度からはどこか違うところを使用できるよう、今進めている段階です。

川口委員：関連して、旧湖北町にあった適応指導教室「みらい」はどのような状態なのか。

教育センター所長：「みらい」はワンポイント的に使うサテライト施設として使っていますが、職員は常駐していません。

川口委員：了解した。

七里委員：学力調査の結果が全国平均に近づいており、非常に良くなってきていると思う。そのことに関連して、他府県で成績がトップレベルのところはテスト用の対策をねっているという話を聞いたが、学習能力を高めるような良い教育を普段から意識的にすることが本来のあり方だと思う。長浜市はどのようにしているのか。

教育指導課長：報道によると、他府県では学力調査のために4月の最初はずは5年生の復習をし、6年生の教科書は1ページもあけないという極端なテスト指導をしているところがあるようですが、長浜市ではそのようなテスト対策はしていません。学習内容がどの程度定着したかを測るという意味で、県が出している評価問題をその年度のうちに実施していますが、決してテスト対策という意味では実施していません。

七里委員：そういうことであれば素晴らしいと思う。だんだん成果が出てきているのはなぜかということについて、どのように分析しているのか。

教育指導課長：全国平均との差が縮まってきており、全体的によい傾向にあります。が、まだまだ課題は多いと考えています。例えば、長浜市の場合は習熟度の低い子どもたちが全国レベルに比べると少し多いところがありますので、子どもたちの学びたい気持ちに応えるような対策が当然必要だと考えています。

七里委員：全国平均に近づいてきており、以前よりは良くなってきているのだから、その理由を分析することが大事だと思う。

理事：B問題では読んで書く能力が問われます。主観的な言い方になりますが、これは素晴らしい文章を書く能力ではなく、問題を見たときに、読んで考えて文章にしてみようという意欲、気持ちがあるのかないかも正答率に大きく関わってくると思います。

市内の全ての小・中学校で読書に取り組んでおり、例えば、小学校では月曜日から金曜日まで帯タイムの時間を使って一斉読書をしていますし、中学校でも10分間程度の朝読書の時間を設けているところが非常に多いです。

また、今年から11校に図書館司書を配置したことも子どもたちの力になっていると思います。それによって図書館に来る子どもたちの数が増え、読書量が確実に増えており、大きな力になっていると思われますので、そのあたりの裏づけを年度末に向けてしっかりやっていきたいと考えています。

七里委員：了解した。読書は非常に大切だと、つくづく思う。知識については、携

携帯電話とかスマートフォンなどでも覚えることはできるが、読んで考える力をつけるということで読書は非常に大事である。

井関委員：柴田清行議員の「教育のまち長浜を目指して」への答弁だが、議員の意図としては、これから人口増加策を作りあげていく中で子どもの教育は欠かせない政策の1つであり、「教育のまち長浜」として全国的に頑張っていこうという意気込みからのご質問だと思う。秋田や福井と長浜市では地理的な条件はさほど変わらないと思えるが、そんな中で上位をとっている他府県の取組みもあるのだから、現状はこうだけでも、これから長浜はもっと頑張って全国上位を目指すと思われればよいのかと思う。

教育指導課長：柳沢運動プログラムを取り入れて今年で4年になりますが、それを園時代に経験した子が今3年生、4年生になっており、今年度から打ち出した図書館司書や土曜授業、低学年段階での手厚い指導の成果が、3年から4年後には学力調査などに表れてくるのではないかと期待しています。

七里委員：柳沢運動プログラムは、簡単に言うとどのようなものか。

幼児課長：主に公立の幼稚園、保育園及び認定こども園において実施している運動プログラムで、松本短期大学の柳沢先生が提唱されました。子どもたちに自信や意欲を持たせるために、幼少時から運動遊びに親しませるもので、まず鉄棒にぶら下がる、足腰を鍛えるためにワニや熊のように歩くところから始まり、平均台でバランスをとることなどを段階的に組み入れて、最終的に鉄棒で逆上がりができる、側転ができる、跳び箱が跳べるということを目指しています。これは決して体育の授業ではなく、遊びの中にそのような要素を盛り込んだりしながら、子どもたちの体力だけではなくて心や意欲も育てるようなプログラムです。

長浜市では、平成25年度から本格的に実施しています。

教育指導課長：先ほど話に出ました学力調査のB問題、特に国語ですが、問題を解くのに文章をたくさん読んで丁寧に説明しなければならず、粘り強さが必要です。そういう子どもを育てるには、自分はやればできるのだという自尊心が必要であり、それを磨いていく上で柳沢運動プログラムは非常に有効だと考えています。

小さな課題を設定して、これができた、これもできたし、次もまたできる、だから次もまたできるだろうということを繰り返して、自分はやればできるのだという気持ちを育てることができます。このあたりの効果が、粘り強さという学習に取り組む態度の面に出てくるものと考えております。実際に、最近の1、2年生入学式の態度がよくなったという報告もあります。

理事：園訪問の際に見ていただきたいと思いますが、実に人の話を聞く姿勢が良くなっています。運動していると体幹が鍛えられるなどの学問上のこともあるのですが、きちんと座って人の話をしっかり聞けるようになってきており、それは絵本を読み聞かせているときなどによくわかります。そこから小学校に入ってきて椅子と机で座って勉強するわけですが、小学校の低学年を担当している先生からも、子どもが変わってきたと実感されつつあるのが現状です。

ただ、井関委員からご指摘いただきましたように、私どもの考えていることをうまく説明する責任はもちろんあると思いますので、次回の反省材料にさせていただきたいと考えています。

教育長：市教委としては、現在、教育の重点を就学前教育に置いています。

小学校や中学校は学校制度として確立しています。その教育過程も学習指導要領に則っており明確ですし、教科書があります。しかし、就学前にはそれはありません。保育指針と幼稚園教育要領はありますけども、中身の文言は大方同じです。そういうことを踏まえて、健康福祉部にあった保育園を教育委員会に持ってきて一本化しました。

これまでの長浜市の就学前教育の制度上、保育教育の過程でどういう指導するかを根本から見直して、就学前教育が全ての根幹だと認識しており、そこに全力投入しています。その中の保育教育内容の核になっているのが柳沢運動プログラムです。こちらについては、実際に子供たちがおこなっている様子なども含めて次回の定例会で改めて説明させていただきます。

また、小学校の1年生を対象に毎年行っている語彙力調査でも、非常に端的にその結果が出てきたように思います。これには、就学前の保育と教育が非常に大きな意味を持っているのではないかと分析していますので、併せて次回の定例会で説明させていただきたいと思います。

西橋委員：全国学力・学習状況調査についての質問についてインターネットで見ながら考えていたが、教育長が答弁されたように、平均正答数のわずかな差、それこそコンマ以下の間に何十の県が重なってつけられた順位に即して、結果が良かった悪かったという論に乗ってはいけないと思う。あくまでも学力向上と子どもの人格形成のための調査であり、順位争いをするために施策をしているのではない、学力向上という1点に絞って教育委員会は生徒の指導をしているのだという基本だけはしっかり押さえていただきたいと思います。

川口委員：中川勇議員から、社会情勢の変化によって、学校現場には今後ますますいろんな問題が起きてくるから、行政員を配置したらどうかと提案されていた。学校現場は、学力向上や生徒指導、生活指導のほかに様々な問題があり、多岐にわたる仕事を片づけるのに躍起になっているわけだが、例えばパソコンの情報処理や簡単な丸つけ、休日の部活動、ホームページの作成、校内巡視など、先生方が直接子どもに関わる問題以外のことで、支援いただけるようなことがあればどうかということで提案されたと思う。

答弁では大変前向きに受け取っておられ、方策について検討させてもらいたいと答えておられるが、実際に可能なことか。

理事：非常にハードルが高いとは感じていますが、頂戴した提案について、もう少し細かい部分から始められないかということ、来年度の要求にも絡めて具体的に検討しているところです。

そのことに関連して、学校の1番の弱点は、法律的知識かと思っています。県

内の各市町では、教育委員会で顧問弁護士のな方をお願いしているという例もあるように聞いていますので、そういった例も十分検討して、困難な問題に対して様々な力を結集して学校が対応していただけるような体制づくりを、今具体的に考え始めたところです。

川口委員：市から行政職員を配置していただけることは今までになかったことなので、そういう方が現場に来られたときにどんなことが可能かと考えたとき、発想を少し変えて、法律的なものとか守秘義務を度外視にして、やっていただけることがあるならば、考えていただくのも1つの方策ではないかと思う。

教育長：園における事務職員の配置について、幼児課から説明します。

幼児課長：学校には事務職員がいますが、これまで、幼稚園、保育園、認定こども園では保育士や保育教諭が事務処理をしており、保育に費やす時間を割かれているから、昨年度から全園に事務職員を配置したところ、保育士が本来の業務に集中できるようになりました。園の事務をうまく担う職員を配置することは、とても意義のあることだと思っています。

理事：子どもの問題を考えると、家庭児童相談室など福祉サイドと連携し対応することは不可欠ですが、現場の先生方を対象に、県で行っている民間派遣を市でできないかと考えています。例えば、先生を家庭児童相談室に一定期間派遣して、そこで、現場と行政をどのようにつないでいくのかという研修を受けていただき、現場に持ち帰っていただくというものです。中川議員のご提案とは逆になりますが、課内で検討を始めているところです。

教育長：中学校の部活指導に関わる外部人材の検討について、すこやか教育推進課より説明します。

すこやか教育推進課長：クラブ活動の指導は教育活動の一環ですので、学校の責任で教員を顧問とすることはもちろん必要ですが、専門的な経験のある方や知識のある方に部活動の部分を担っていただき指導に携わっていただくことについて、学校現場とも協議して、進めてまいりたいと思っています。

このことは、県のモデル事業で一部の学校を対象に行ってはいますが、なかなか市内の中学校には行き渡っていませんし、数人しか担当していただけませんので、長浜市として単独で実施できないかと検討している段階です。

七里委員：長浜子どものちかい・子育て憲章の目指す子ども像で、道徳が1番のポイントであるような書き方をされているが、道徳教育は具体的にどういう扱いで、どんなことを実際にされているのが現状か。

教育指導課長：道徳の時間が週の中に1時間、年間35時間あります。この時間は副読本を中心とした読み物資料を使い、人物の気持ちなどを考えながら道徳的な実践力を養っていくというのですが、道徳教育は全教育活動を通じて行うもので、その要となるのが道徳の時間という扱いです。

ですから、道徳には尊敬、感謝、正義、勇気、親切、友情など様々な内容項目ありますが、それを中心に子どもたちの力を養うのが学校で進めている道徳教育

です。

理事：道徳の時間だけでなく、学校で行う全ての教育活動を通じて、そういうことをやっていく、その中の中心が道徳の授業であるという捉え方をしていただけると、1番わかりやすいかと思います。

「長浜子どものちかい・子育て憲章」に書かれてあることは当たり前のことですが、若いお父さん、お母さん方にここを十分考えていただきたいと危機感を持っています。

七里委員：昨今のいじめによる自殺問題を振り返って、道徳の項目は本当に重要なポイントだとこのごろ痛切に思う。

理事：例えば市役所の周辺を見ていただくと、夏休み以降、青いのぼりが立っているのがお分かりかと思います。あれは、あいさつの大切さを学校外でも広めていかなければならないという思いで、長浜小学校のPTAや学校運営協議会が相談して、子ども110番の家などポイントとなる場所に夏休みの間に設置されたものです。どの学校でも、このような取組みをされていると思います。例えばある中学校に行くと、正門に婦人会の方が必ず出てくださっています。民生指導員の方が出てくださる学校もあります。

そういう中で一つ一つ広がりを見せているのも現実ですが、最も大事なのはいはり家庭です。家庭にどう関わっていくかということについて、今考えておられますのは、スマートフォンの問題です。これを教育委員会だけがやっていくのではなく、生涯学習や総合政策の部局などと連携し、子どもたちも巻き込んで、この問題をみんなで考えようと企画調整しているところです。

教育長：夏休みを中心に、長浜で起きている様々な事案を見ると、子どもたちが生きるすべとといいますか、ここはこうしてはいけないという、そういうところを認識してない事案が上がってきています。この根底には道徳教育があると思っています。

長浜市内でも子どもの痛ましい事件が起きましたが、これは生き方の教育ができてないこともあると思います。だから今、道徳教育の中で教員や委員会が何をやっていくかという視点で、様々な事案を出しながら幼稚園から小学校にかけて子どもたちに語りかけていかなければいけません。道徳教育が形骸化しないように、どうしたらいいか考えていきたいと思っています。

平成30年から道徳が正式に準教科となります。点数ではなく文章で評価することになり、なかなか難しい状況が来るかもしれませんが、道徳教育のありようについては考えなければいけないと思います。

西橋委員：スマートフォンについて、教育委員会だけがやるのではなく、生徒も入れて大きなうねりをつくりたいということは大賛成である。

ただ、何年か前に教育委員会主催で京都大学の教授を招いて講演会があったことだが、携帯電話の害について、子どもに持たせたら悪い影響が必ず来ることが当時から叫ばれていたが、当時の教育界は声を上げなかったという話もあ

り、強く印象に残っている。先ほど理事がおっしゃったことに加えて、子どもも大人も同じように使っているので、子どもに知らせたくない情報もどんどん入ってきて、それが発達段階にある脳を刺激して様々な問題を起こしているようである。フィルタリングなどの対策ももちろんであるが、そもそも子どもに悪影響を及ぼさないような機械を開発すべきだということを携帯会社に対して言ってもいいと思う。

7. その他

- (1) 幼児課長より、教育委員の園訪問について出席依頼があった。
- (2) すこやか教育推進課長より、小・中学校運動会出席へのお礼と陸上競技会の出席依頼があった。

8. 閉会

教育長から、本日の委員会が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。